

議案第 79 号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、生駒市東白庭土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、生駒市内の町の区域及び名称を別表のとおり変更する。

なお、関係区域は、別図 1（変更前）及び別図 2（変更後）のとおりである。

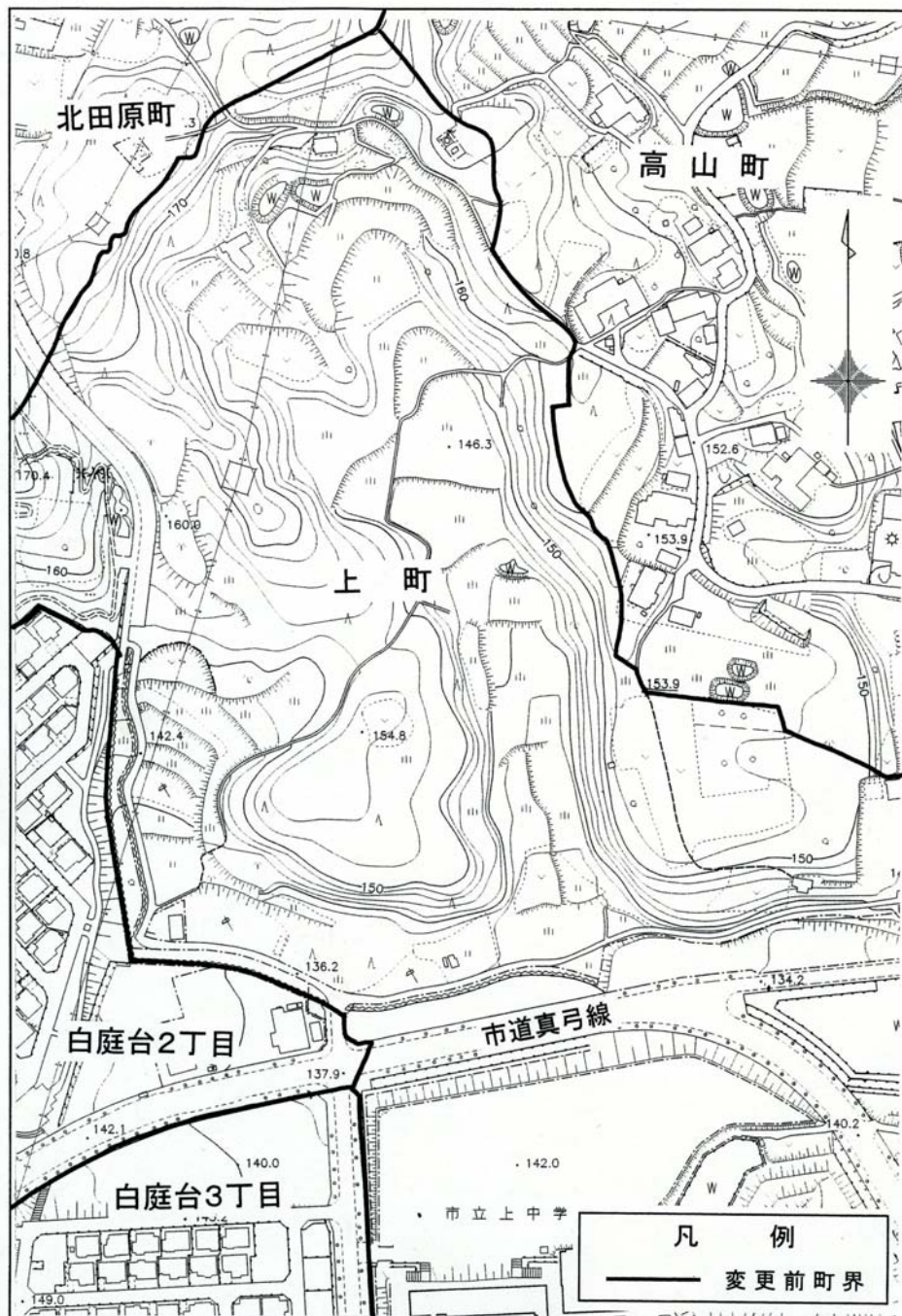
平成 20 年 9 月 9 日提出

生駒市長 山下 真

別表

新 町 名	現 町 名	新 町 と な る 区 域
上 町 台	上 町 (一部)	2981番地2、3015番地、3044番地4、3056番地、3061番地1から3061番地4まで、3100番地149から3100番地151まで、3100番地154から3100番地159まで、3135番地から3139番地まで、3164番地1から3164番地7まで、3165番地2、3175番地4、3175番地6から3175番地8まで、3177番地1から3177番地3まで、3178番地1、3178番地2、3179番地、3180番地3から3180番地5まで、3182番地1、3182番地2、3183番地1、3183番地2、3184番地から3186番地まで、3188番地から3195番地まで、3196番地1、3196番地2、3197番地から3209番地まで、3211番地から3213番地まで、3214番地1から3214番地12まで、3216番地、3217番地1、3220番地、3224番地、3225番地、3244番地、3248番地から3295番地まで、3297番地、3298番地、3301番地、3348番地から3350番地まで、3353番地1から3353番地6まで、3354番地1、3354番地2、3355番地から3361番地まで、3378番地、5808番地から5810番地まで、5812番地、5813番地、5815番地1、5815番地2、5816番地1、5816番地2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部
	白庭台2丁目 (一部)	3100番地152及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部

別図 1 変更前



別図 2 変更後

